

議案第7号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築関係手数料に新たな区分の手数料を追加するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る手数料を改定するため提案するものです。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）										
(1)の表から(5)の表まで 略	(1)の表から(5)の表まで 略										
(6) 建築関係手数料 アの表からキの表まで 略 ク 建築基準法施行令関係手数料	(6) 建築関係手数料 アの表からキの表まで 略 ク 建築基準法施行令関係手数料										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は修繕又は大規模の模様替に係る認定申請</td><td>1件につき27,000円</td></tr> <tr> <td>道路内における建</td><td>1件につき</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の金額	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	1件につき27,000円	道路内における建	1件につき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の金額		
手数料を徴収する事務	手数料の金額										
敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	1件につき27,000円										
道路内における建	1件につき										
手数料を徴収する事務	手数料の金額										

建築物に対する制限による建築の適用除外に関する大規模修繕又は大規模模様替に係る認定申請	12第7項の規 定による建築物に対する制限の適用除外の大規模修繕又は大規模模様替に係る認定の申請に対する審査	27,000円			
建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請	建築基準法施行令第137条の規 定による建築物に対する制限の適用除外の大規模修繕又は大規模模様替に係る認定の申請に対する審査	1件につき27,000円	建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請	建築基準法施行令第137条の規 定による建築物に対する制限の適用除外の大規模修繕又は大規模模様替に係る認定の申請に対する審査	1件につき27,000円

ケの表からシの表まで 略
ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

表 略

備考

1及び2 略

3 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げ

ケの表からシの表まで 略
ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

表 略

備考

1及び2 略

3 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げ

る書類をいう。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）（住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 略

セ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額		
建築物工	略	略	略

る書類をいう。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）（住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 略

セ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額		
建築物工	略	略	略

エネルギー消費性能適合性判定の項目及び建築物工ネルギー消費性能適合性判定の変更の項目略				
建築物工ネルギー消費性能適合性判定の変更の項目略	建築物工ネルギー消費性能の向上に適合する法律施行	略	建築物工ネルギー消費性能の向上に適合する法律施行	略

定の 行規則	定の 規則(平 成28年 国土交 通省令 第5号) 第11条の 規定に よる軽 微な変 更に關 する証 明書の 交付	定の 規則(平 成28年 国土交 通省令 第5号) 第11条の 規定に よる軽 微な変 更に關 する証 明書の 交付	建築 物エネ ルギー ¹ 消費能 性向上 計画 認定 申請 の項 から 建築 物の エネ
建築 物工 ネル ギー ¹ 消費 性能 向上 計画 認定 申請 の項 から 建築 物の エネ	略	略	略

ルギー消費性能認定申請の項目まで略			
-------------------	--	--	--

備考

1 から 4 まで 略

5 この表において「基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1) 及び (2) 略

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 及び (5) 略

6 から 8 まで 略

ソの表 略

(7) の表及び(8)の表 略

(9) 消防関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額
仮貯蔵仮取扱	略

ルギー消費性能認定申請の項目まで略			
-------------------	--	--	--

備考

1 から 4 まで 略

5 この表において「基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1) 及び (2) 略

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 及び (5) 略

6 から 8 まで 略

ソの表 略

(7) の表及び(8)の表 略

(9) 消防関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額
仮貯蔵仮取扱	略

承認申請			承認申請		
設置	製造所	略	設置	製造所	略
許可の目か 申請	ら準特 定屋外 タンク 貯蔵所 (岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。) の目ま で略		許可の目か 申請	ら準特 定屋外 タンク 貯蔵所 (岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。) の目ま で略	
特定屋 外タン ク貯蔵 所(浮 き屋根 式特定 屋外タ ンク貯 蔵所、 <u>浮き蓋</u> 付特定 屋外タ ンク貯	略		特定屋 外タン ク貯蔵 所(浮 き屋根 式特定 屋外タ ンク貯 蔵所及 び岩盤 タンク に係る 屋外タ	略	

<u>藏所及 び岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。)</u>	<u>ンク貯 蔵所を 除く。)</u>
浮き屋 根式特 定屋外 タンク 貯蔵所 <u>及び浮 き蓋付 特定屋 外タン ク貯蔵 所</u>	浮き屋 根式特 定屋外 タンク 貯蔵所 <u>5,000 k t 以上 10,000 k t 未満 10,000 k t 以上 50,000 k t 未満 50,000 k t 以上 100,000 k t 未満 100,000 k t 以上 200,000 k t 未満 200,000 k t 以上 300,000 k t 未満 300,000 k t 以上</u>
危険物の貯蔵最大 数量が 1,000 k t 以上 5,000 k t 未満 <u>1,450,000円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が 1,000 k t 以上 5,000 k t 未満 <u>1,180,000円</u>
5,000 k t 以上 10,000 k t 未満 <u>1,720,000円</u>	5,000 k t 以上 10,000 k t 未満 <u>1,410,000円</u>
10,000 k t 以上 50,000 k t 未満 <u>1,920,000円</u>	10,000 k t 以上 50,000 k t 未満 <u>1,590,000円</u>
50,000 k t 以上 100,000 k t 未満 <u>2,360,000円</u>	50,000 k t 以上 100,000 k t 未満 <u>1,950,000円</u>
100,000 k t 以上 200,000 k t 未満 <u>2,740,000円</u>	100,000 k t 以上 200,000 k t 未満 <u>2,270,000円</u>
200,000 k t 以上 300,000 k t 未満 <u>5,640,000円</u>	200,000 k t 以上 300,000 k t 未満 <u>4,550,000円</u>
300,000 k t 以上	300,000 k t 以上

	400,000 k t 未満 <u>7,240,000円</u> 400,000 k t 以上 <u>8,790,000円</u>		400,000 k t 未満 <u>5,820,000円</u> 400,000 k t 以上 <u>7,070,000円</u>
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の目から一般取扱所の目まで 略	略	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の目から一般取扱所の目まで 略	略
変更許可申請の項から保安検査申請の項まで 略	略	変更許可申請の項から保安検査申請の項まで 略	略
(10)の表 略			(10)の表 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。